

## 療養費(治療用装具)の申請について

### 【治療用装具とは】

療養費は健康保険を使用して受けられる診察(保険診療)を補うために治療用装具の装着が必要であると医師が判断し、健康保険組合がやむを得ないと認めた場合に支給されます。下記の支給条件や添付書類をご確認のうえ、申請してください。

### 1. 支給条件「1)～6)全てを満たすもの」

- 1) 医師が治療用として、作製(修理)または購入を指示したもの
- 2) 治療継続中で、症状が固定する(後遺障害)前であること
- 3) 再作製の場合は、耐用(使用)年数の経過したもの
- 4) 医師と義肢装具士が立ち会い、装着(適合調整)確認されたもの
- 5) オーダーメイドないし、同等の機能を有する既製品であること
- 6) 1部位につき1装具

※下記は支給対象外です。

- ・ 業務上・通勤災害または第三者行為によるもの
- ・ 自由診療によるもの
- ・ 美容目的のもの
- ・ スポーツをするときだけ等の一時使用目的のもの
- ・ 保険診療費に含まれる固定帯等及び保険医療材料該当の装具
- ・ 補聴器や人工肛門の受便器等、日常生活上の利便性目的のもの  
(下肢装具を屋内用と屋外用等として2足以上作製した場合、支給対象は1足分のみ)
- ・ 障害者総合支援法による補装具費支給対象のもの(障害者総合支援法:窓口は各市区町村)

### 2. 添付書類

療養費支給申請書に以下の書類を添えて申請してください。  
書類は全て原本を、ご提出いただきます。必要であれば、ご自身でコピーをとってからご提出ください。

	添付書類	注意事項
1	医師の証明書	以下の項目の記載がありますか。 ①医師が作製等を指示した治療用装具の名称 ②医師が治療用装具の装着(適合)状態を確認した年月日
2	領収証	以下の項目の記載がありますか。 ①料金明細(内訳別に名称、採寸・採型区分、種類、価格等) ②オーダーメイドまたは既製品の別(既製品の場合は、メーカー名・製品名の記載) ③装具を取り扱った義肢装具士の氏名 医師から指示(処方)を受けた義肢装具士と患者への装着(適合調整)をした義肢装具士が異なる場合は装着(適合調整)をした義肢装具士の氏名を記載
3	装具作製確認書	①各質問について該当する項目または番号等に✓してください。その他の場合は記述にてお答えください。 ②必要に応じて当組合から主治医に診療内容の文書照会を行います。署名を忘れずにご提出ください。
4	負傷原因届	ケガによる場合は添付が必要です。

### 3. 支給時期

給付金支給決定については、本書及び別途当組合が行う主治医への照会などを基に総合的に判断することから、原則、診療(装具装着指示)を受けた月から早くも3ヶ月後となりますのでご了承ください。

器具作製確認書

療養費支給申請書添付書類

療養費として給付金支給(支払)するために、以下の項目の確認が必要です。つきましては、受診状況等についてご回答ください。
◎別紙「療養費(治療用器具)の申請について」をご確認のうえ申請してください。

(1) 記号 番号 (2) 被保険者氏名 (3) 受診者氏名
(4) 本疾病に対し初めて受診した日(初診日) (5) 器具作製の指示があった日 (6) 器具を装着した日(納品日)
問1. 作製することになった理由(経緯)をお聞かせください。
問2. 主治医からどのような目的の器具であると説明を受けていますか? (複数回答可)
問3. 今回の理由(傷病)による器具は、初めて作製されましたか?
問4. 作製(修理)した器具の数を記入してください。 問5. 作製、装着した器具名(既製品の場合はメーカー名も記入)
問6. 作製した器具のサイズ合わせは、どのように行いましたか?
問7. 器具装着後の療養にあたって、医師からはどのような指示や注意を受けていますか? (複数回答可)
問8. 器具装着後は、どのくらいの頻度で受診するよう言われましたか? (予定含む)
問9. 障害者手帳(療育手帳、身体障害者手帳)をお持ちですか?
問10. 障害者総合支援制度(補器具費申請)を知っていますか?
問11. 別紙「療養費(治療用器具)の申請について」の支給条件を確認したうえでの申請ですか?
以上のおとり相違ありません。また、今回申請した(第二家族)療養費について、保険給付の支給決定をするための参考としてセキスイ健康保険組合が、医療機関及び関係機関に照会すること、併せて医療機関及び関係機関が回答することに同意します。
かつ、この書面は写しも有効であることに同意します。
セキスイ健康保険組合 理事長殿
令和 年 月 日 被保険者署名

ご協力ありがとうございました。

【個人情報取扱いに関して】

本書により知り得た個人情報は、療養費支給申請書の内容点検及び当健康保険組合の事務処理についてのみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。